

介護・障害分野の慰労金について

事業内容

利用者と接する職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する。

	介護	障害
対象施設・事業所	介護保険の全サービス、有料老人ホーム、サ高住、養護、軽費	総合支援法、児童福祉法による障害福祉の全サービス
対象職員	対象施設・事業所に勤務し利用者と接する職員	

(給付額)

感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員 (※)

- ※ 対象期間 (※※) に10日以上勤務した者であること
- ※ 一日当たりの勤務時間は問わない
- ※ 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算する

(通所・施設系)

感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合

(訪問系)

感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合

※ いずれも一日でも要件に該当する

20万円

上記以外の場合

5万円

その他の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員 (※)

5万円

(※※) 対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日 (★) のいずれか早い日 (若手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16) から6/30までの間

★ チャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。